

平成30年度札幌市国民健康保険会計予算

平成30年度札幌市の国民健康保険会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 186,213,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、歳入歳出予算額の2分の1に相当する額と定める。

平成30年（2018年）2月20日提出

札幌市長 秋 元 克 広

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 国民健康保険収入		186,213,000 <small>千円</small>
	1 保 険 料	32,420,219
	2 一 部 負 担 金	10
	3 国 庫 支 出 金	1,399
	4 道 支 出 金	132,407,426
	5 繰 入 金	21,097,866
	6 諸 収 入	286,080
歳 入	合 計	186,213,000

歳 出

款	項	金額
1 国民健康保険費		186,213,000 <small>千円</small>
	1 総 務 管 理 費	4,366,677
	2 給 付 費	132,001,547
	3 事 業 費 納 付 金	49,419,346
	4 諸 支 出 金	125,430
	5 予 備 費	300,000
歳 出	合 計	186,213,000

